

# ブラジルにおけるクラス・アクション

法源	1985年公共的民事訴訟法(拡散的権利及び集合的権利についてのみ) 1990年消費者法(同種個別的権利も認め、クラス・アクション手続は消費者法以外にも利用可能)
対象となる権利	集団的権利(拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利) 障害者・株式市場の投資家・児童の集団的権利、消費者保護、歴史的美的景観保護、環境、独占禁止、不法行為、租税などの分野で認められている。
集団的当事者適格	司法長官事務所、連邦政府、州、地方自治体、連邦直轄地区、行政機関 設立目的が法で保護された利益および権利の保護を含む法人(設立後最低1年を経過していることが必要であるが、社会的利益が明らかな場合には裁判所がこの要件を免除できる。)
請求内容	拡散的権利、集合的権利: 差止請求、原状回復請求、日割り計算による罰金によって強制される特定履行、クラスとしての包括的損害賠償など 同種個別的権利: 被告の責任の確認(個々のクラスメンバーは、因果関係及び損害を別途個別訴訟で立証する必要がある。)ただし、1年以内に個別訴訟を提起しない場合にはクラス代表者がクラス全体の損害額を立証し、クラス判決を執行できる。
判決効	拡散的権利、集合的権利: 有利にも不利にも集団に判決の効力が及ぶ。ただし、証拠不十分のために理由がないと認定された場合には既判力の効果は及ばない。 同種個別的権利: 裁判所の判決が集団の利益に反する場合、原則として、集団の構成員の個別的権利には影響を及ぼさないが、有利な場合には集団の構成員が利益を受ける。
通知等	同種個別的権利: 新聞への公告(1回のみ)、その他: 公告の義務づけなし。 クラスメンバーは同種個別的権利についてのみ、代表者を補助する目的で参加できる。 当事者適格を有する機関や団体は手続に参加し原告を補助する権利がある。
損害認定	総額一括払いとして算定することが可能(特別口座に入金され、侵害された権利の回復のための融資、研究や教育のプロジェクトへの資金拠出がされる。)
重複訴訟	クラス・アクション同士: 特段の規定はおかれておらず、一般的ルールにより、後訴は却下される。 クラス・アクションと個別訴訟: 個別訴訟が優先するが、被告がクラス・アクションの存在を通知した場合、30日以内に訴訟を継続するか中止するか決める。継続した場合はクラス・アクション判決による利益を受けられない。
費用負担	原告敗訴の場合悪意の提訴を除き、被告の弁護士費用や訴訟費用の負担義務なし。 原告は裁判所の費用、専門家の費用の予納不要。
手続的特徴	クラスアクション特有の和解の手続規定なし(民事訴訟法の規律に従う。)。司法長官が監督者として手続参加の呼び出しを受ける。被告クラスアクションの規定なし。ブラジルは連邦制であるが私法・手続法は連邦法で定めている。

## 集団的権利とは

**拡散的権利:** 特定の事案の事実状況のみによって結びついた、事前に無関係の不特定の人々の集団に属する、超個人的かつ不可分の権利

例 大気や河川の清廉性、広告の真実性、製品の安全性

- \* 超個人的: 個別権利の集まりではなく、社会全体の利益であって、特定の個人や団体にも政府にも帰属するものではない。
- \* 不可分性: メンバーの一人が救済がされる場合、すべてのメンバーの請求の満足を当然に意味し、メンバーの一人の権利が侵害された場合にはグループ全体の権利の侵害となる。

**集合的権利:** 超個人的かつ不可分の権利であって、グループのメンバー相互、あるいは相手方当事者との間に、法律関係による連結がある特定の人々に帰属する権利

例 銀行、クレジットカード会社、学校などが、過度のまたは違法な手数料を顧客に請求する場合。

健康保険会社がある病気の治療に対する保険金支払いを拒否する場合。

- \* 集合的権利は不可分であるが、顧客の全部でなく一部の顧客に支払拒否をすることはありえ、またクラスメンバーを主体とする個別訴訟への分割が可能であり、不可分性は法が創設的に権利を認めたことから生じるもの。

**同種個別的権利:** 可分な個別的権利であるが共通の発生原因を有する権利

例 詐欺的広告により消費者が損害を被った場合の損害賠償請求権

例 健康保険会社の違法な支払い拒否により各顧客が被った損害の損害賠償請求

- \* 共通の原因とは、同一又は類似の請求原因を有するもの、原因が詐欺的広告、湾の汚染などの出来事である場合には、事実が密接に関連しているために法的に同一のものと評価しうる限り、時と場所は分散してよい。

## 具体的事例

○ 地方自治体に対して違法な課税やバス運賃の違法な値上げを争うもの。

○ 銀行、私立学校、クレジットカード会社、その他私企業や健康保険制度に対するもの。

○ 不当広告、環境破壊、製造物責任、消費者に対する適切な情報提供の懈怠、符合契約における濫用的または詐欺的条項の使用の是正を求めるもの。 など

\* 政府が被告になることが多い一方、クラスアクションの過半数は司法長官により提訴されている。

## クラス・アクションの判決の効力

### 事例

誤解を招くテレビCMにより消費者に損害が生じた場合で、テレビCMの差し止めと消費者に生じた損害の賠償を求めた事案

### 原告勝訴の場合

- ・(拡散的権利)CMの放送が差し止められる。
- ・(同種個別的権利)クラスのすべてのメンバーはクラス判決の拘束力が有利におよび、損害賠償請求の個別訴訟において、メンバーは広告が誤解を招くものであったことを立証する必要はなくなり、個別の損害額とその因果関係を立証すれば足りる。

### 原告敗訴の場合

- ・(拡散的権利)当該広告は誤解を招くものではなかったと認定され、差し止めは不可能になり、この判決に既判力が生じ、集団としてのクラス・アクションを再度提起することはできない。
  - \* クラス請求が証拠不十分のために理由がないと認定された場合には、既判力の効果は生じないため、新証拠が提示された場合には、クラス代表者は、同一の超個人的権利の保護のために、再度同一のクラスアクションを提起できる。  
(同種個別的権利に関する責任判決については、新証拠の提示による後訴は認められない。)
- ・(同種個別的権利)集団の個別メンバーは、損害賠償請求の個別訴訟の提起を妨げられず、当該訴訟中で広告が誤解を招くものであることを主張できる(クラスメンバーが手続に参加した場合には、当該メンバーは敗訴判決に拘束される。)

# クラス・アクションの判決の効力(イメージ)

新証拠が提示された場合  
拡散的権利集合的権利について  
再度クラス・アクションが可能

原告側に有利にも  
不利にも及ぶ

行政機関  
他の適格を有する法人

原告

司法長官事務所、連邦政府等  
私法人

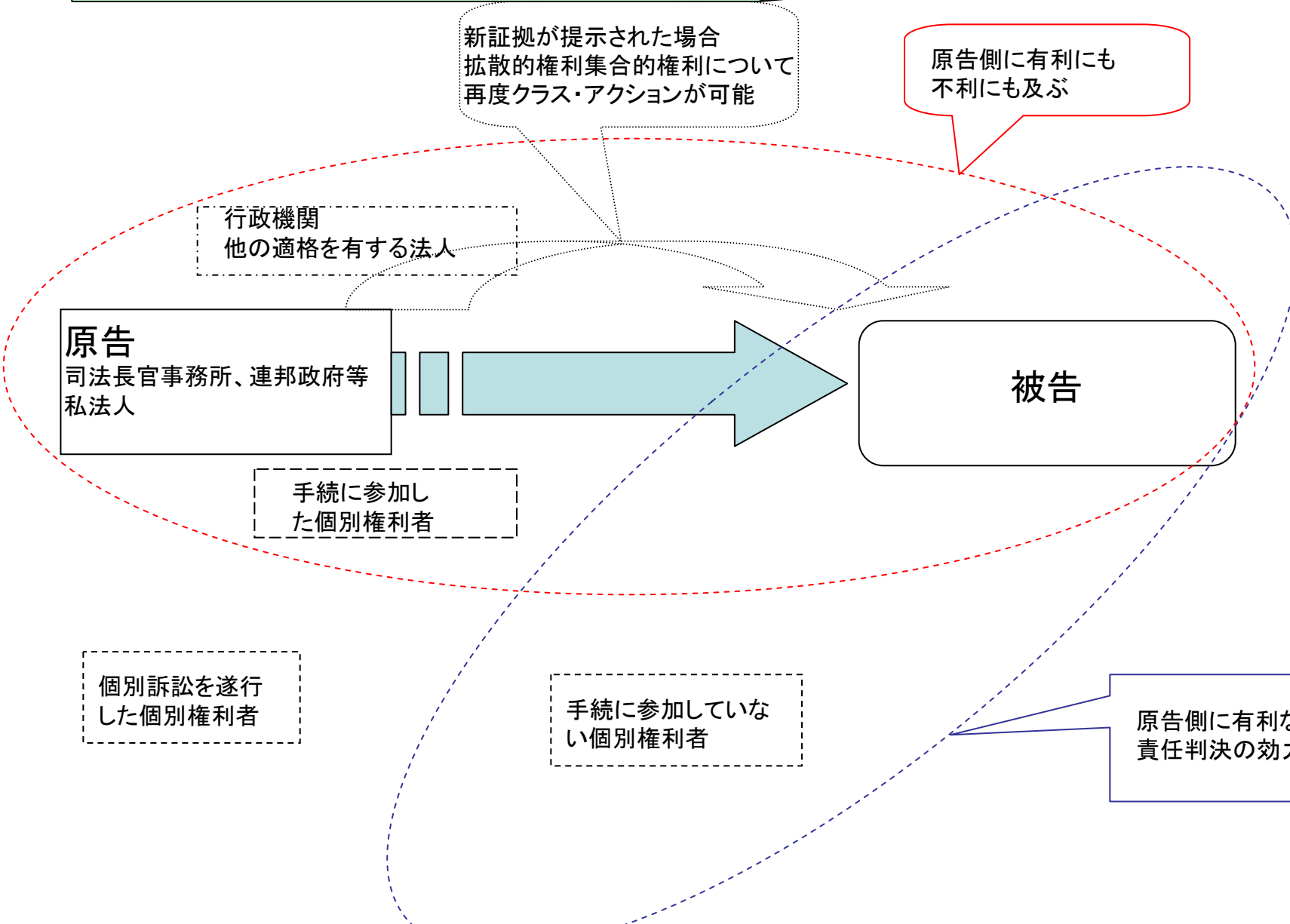
手続に参加し  
た個別権利者

被告

個別訴訟を遂行  
した個別権利者

手続に参加していな  
い個別権利者

原告側に有利な  
責任判決の効力が及ぶ



## ブラジルのクラス・アクション制度に関する検討の視点

- ・ 拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利の区別が困難ではないか。
- ・ 集団的当事者適格を有する者が、同種個別的権利について責任を確認する判決を求めることは、個別権利者とはいかなる関係にあるのか(代理、事務管理、訴訟担当、その他か。)
- ・ 責任原因にも、クラスに共通の事情と、クラスの一部の者に共通の事情、個別事情がありうるが、どのように処理するのか。
- ・ 責任を確認する判決の後に、個別権利者が請求する手続の性質はどのような手続か(執行手続、訴訟、非訟、その他か。)
- ・ 責任を確認する判決の効力が、片面的に拡張されているが、どのような論拠で正当化しうるか。
- ・ 拡散的権利、集合的権利に関する判決においては、証拠不十分のために理由がないと認定された場合には、新証拠が提示された場合再度訴訟を行えるということはどのように正当化しうるか。再審類似の制度か。